改　正　後	改　正　前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その１）

ＦＤ３５４３

被相続人

第11・11の２表の付表２の１（平成22年４月分以降用）

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

１　小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の番号		
		① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
		② 所在地番	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額
		③ 取得者の持分に応ずる面積	⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額（④－⑥）
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
	□□	①	⑤ ㎡
		②	⑥ 円
		③ □□□□□．□□□□□□ ㎡	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ ㎡
		②	⑥ 円
		③ □□□□□．□□□□□□ ㎡	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ ㎡
		②	⑥ 円
		③ □□□□□．□□□□□□ ㎡	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ ㎡
		②	⑥ 円
		③ □□□□□．□□□□□□ ㎡	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ ㎡
		②	⑥ 円
		③ □□□□□．□□□□□□ ㎡	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□ 円	

（注）１　次のいずれかに該当する場合には、第11・11の２表の付表２の３を作成してください。
（1）相続又は遺贈により一の宅地等を２人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
（2）一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「１」でない場合
（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
２「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の２表の付表２の２によります。
３ ⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
４ 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

※の項目は記入する必要がありません。

２　限度面積要件の判定

上記「１ 小規模宅地等の明細」の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔第11・11の２表の付表２の２の⑭、⑮の面積の合計〕」、「〔第11・11の２表の付表２の２の⑰の面積の合計〕」、「〔第11・11の２表の付表２の２の⑯の面積の合計〕」及び「〔**合計**〕」の各欄を記入することにより判定します。

（第11・11の２表の付表２の２の⑭、⑮の面積の合計）㎡ ＋（第11・11の２表の付表２の２の⑰の面積の合計）㎡ ×$\frac{5}{3}$＋（第11・11の２表の付表２の２の⑯の面積の合計）㎡ ×２＝〔合　計〕㎡ ≦400㎡

※　第11・11の２表の付表２の２へ続きます。

※税務署整理欄	年分	名簿番号	申告年月日	一連番号	グループ番号

第11・11の２表の付表２の１（平24.4）　（資４－20－12－４－１－Ａ４統一）

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その１）

ＦＤ３５４３

被相続人

第11・11の２表の付表２の１（平成22年４月分以降用）

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

１　小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の番号		
		① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
		② 所在地番	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額
		③ 取得者の持分に応ずる面積	⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額（④－⑥）
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
	□□	①	⑤ ㎡
		②	⑥ 円
		③ □□□□□．□□□□□□ ㎡	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ ㎡
		②	⑥ 円
		③ □□□□□．□□□□□□ ㎡	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ ㎡
		②	⑥ 円
		③ □□□□□．□□□□□□ ㎡	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ ㎡
		②	⑥ 円
		③ □□□□□．□□□□□□ ㎡	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□ 円	
	□□	①	⑤ ㎡
		②	⑥ 円
		③ □□□□□．□□□□□□ ㎡	⑦ 円
		④ □□□□□□□□□□□ 円	

（注）１　次のいずれかに該当する場合には、第11・11の２表の付表２の３を作成してください。
（1）相続又は遺贈により一の宅地等を２人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
（2）一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「１」でない場合
（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
２「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の２表の付表２の２によります。
３ ⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
４ 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

※の項目は記入する必要がありません。

２　限度面積要件の判定

上記「１ 小規模宅地等の明細」の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔第11・11の２表の付表２の２の⑭、⑮の面積の合計〕」、「〔第11・11の２表の付表２の２の⑰の面積の合計〕」、「〔第11・11の２表の付表２の２の⑯の面積の合計〕」及び「〔**合計**〕」の各欄を記入することにより判定します。

（第11・11の２表の付表２の２の⑭、⑮の面積の合計）㎡ ＋（第11・11の２表の付表２の２の⑰の面積の合計）㎡ ×$\frac{5}{3}$＋（第11・11の２表の付表２の２の⑯の面積の合計）㎡ ×２＝〔合　計〕㎡ ≦400㎡

※　第11・11の２表の付表２の２へ続きます。

※税務署整理欄	年分	名簿番号	申告年月日	一連番号	グループ番号

第11・11の２表の付表２の１（平22.4）　（資４－20－12－４－１－Ａ４統一）

改　正　後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その１）

被相続人

１　小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の番号		
		①　特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤　③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
		②　所在地番	⑥　課税価格の計算に当たって減額される金額
		③　取得者の持分に応ずる面積	⑦　宅地等について課税価格に算入する価額（④－⑥）
		④　取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　□□□□□．□□□□□□　㎡	⑦　円
		④　□□□□□□□□□□□□　円	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　□□□□□．□□□□□□　㎡	⑦　円
		④　□□□□□□□□□□□□　円	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　□□□□□．□□□□□□　㎡	⑦　円
		④　□□□□□□□□□□□□　円	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　□□□□□．□□□□□□　㎡	⑦　円
		④　□□□□□□□□□□□□　円	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　□□□□□．□□□□□□　㎡	⑦　円
		④　□□□□□□□□□□□□　円	

（注）１　次のいずれかに該当する場合には、第11・11の２表の付表２の３を作成してください。
　（1）相続又は遺贈により一の宅地等を２人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
　（2）一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「１」でない場合
　（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
２「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の２表の付表２の２によります。
３ ⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
４ 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

２　限度面積要件の判定

上記「１ 小規模宅地等の明細」の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔第11・11の２表の付表２の２の⑭、⑮の面積の合計〕」、「〔第11・11の２表の付表２の２の⑰の面積の合計〕」、「〔第11・11の２表の付表２の２の⑯の面積の合計〕」及び「〔**合計**〕」の各欄を記入することにより判定します。

（第11・11の２表の付表２の２の⑭、⑮の面積の合計）㎡ ＋（第11・11の２表の付表２の２の⑰の面積の合計）㎡ ×$\frac{5}{3}$＋（第11・11の２表の付表２の２の⑯の面積の合計）㎡ ×２＝〔合　計〕㎡ ≦400㎡

※　**第11・11の２表の付表２の２へ続きます。**

第11・11の２表の付表２の１控（平24.4）　　（資４－20－12－４－３－Ａ４統一）

第11・11の２表の付表２の１（平成22年４月分以降用）

改　正　前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その１）

被相続人

１　小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の番号		
		①　特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤　③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
		②　所在地番	⑥　課税価格の計算に当たって減額される金額
		③　取得者の持分に応ずる面積	⑦　宅地等について課税価格に算入する価額（④－⑥）
		④　取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　□□□□□．□□□□□□　㎡	⑦　円
		④　□□□□□□□□□□□□　円	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　□□□□□．□□□□□□　㎡	⑦　円
		④　□□□□□□□□□□□□　円	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　□□□□□．□□□□□□　㎡	⑦　円
		④　□□□□□□□□□□□□　円	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　□□□□□．□□□□□□　㎡	⑦　円
		④　□□□□□□□□□□□□　円	
	□□	①	⑤　㎡
		②	⑥　円
		③　□□□□□．□□□□□□　㎡	⑦　円
		④　□□□□□□□□□□□□　円	

（注）１　次のいずれかに該当する場合には、第11・11の２表の付表２の３を作成してください。
　（1）相続又は遺贈により一の宅地等を２人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
　（2）一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「１」でない場合
　（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
２「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の２表の付表２の２によります。
３ ⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
４ 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

２　限度面積要件の判定

上記「１ 小規模宅地等の明細」の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔第11・11の２表の付表２の２の⑭、⑮の面積の合計〕」、「〔第11・11の２表の付表２の２の⑰の面積の合計〕」、「〔第11・11の２表の付表２の２の⑯の面積の合計〕」及び「〔**合計**〕」の各欄を記入することにより判定します。

（第11・11の２表の付表２の２の⑭、⑮の面積の合計）㎡ ＋（第11・11の２表の付表２の２の⑰の面積の合計）㎡ ×$\frac{5}{3}$＋（第11・11の２表の付表２の２の⑯の面積の合計）㎡ ×２＝〔合　計〕㎡ ≦400㎡

※　**第11・11の２表の付表２の２へ続きます。**

第11・11の２表の付表２の１控（平22.4）　　（資４－20－12－４－３－Ａ４統一）

第11・11の２表の付表２の１（平成22年４月分以降用）

改　正　後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その３）

被相続人	

第11・11の２表の付表２の３（平成22年４月分以降用）

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。
1　相続又は遺贈により一の宅地等を２人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
2　一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
（注）　一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1　一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
(1)　「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
(2)　上記２に該当する場合には、⑪欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地		①宅地等の面積	㎡
	相続開始の直前における宅地等の利用区分	面積（㎡）	評価額（円）
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 （B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	⑧
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	⑨
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （相続開始の時において継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑩
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑪
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑫
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑬

2　一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
(1)　「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を１人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
(2)　「1　持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
(3)　「2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1　持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の２表の付表２の１」の「１小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。
(4)　「3　特例の対象とならない宅地等（1－2）」には、「1　持分に応じた宅地等」のうち「2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名		⑭持分割合	／		
	1　持分に応じた宅地等		2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3　特例の対象とならない宅地等（1－2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×⑭	⑧×⑭				
B	③×⑭	⑨×⑭				
C	④×⑭	⑩×⑭				
D	⑤×⑭	⑪×⑭				
E	⑥×⑭	⑫×⑭				
F	⑦×⑭	⑬×⑭				

宅地等の取得者氏名		⑮持分割合	／		
	1　持分に応じた宅地等		2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3　特例の対象とならない宅地等（1－2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×⑮	⑧×⑮				
B	③×⑮	⑨×⑮				
C	④×⑮	⑩×⑮				
D	⑤×⑮	⑪×⑮				
E	⑥×⑮	⑫×⑮				
F	⑦×⑮	⑬×⑮				

第11・11の２表の付表２の３（平24.4）　　（資４－20－12－４－５－Ａ４統一）

改　正　前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その３）

被相続人	

第11・11の２表の付表２の３（平成22年４月分以降用）

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。
1　相続又は遺贈により一の宅地等を２人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
2　一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
（注）　一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1　一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
(1)　「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
(2)　上記２に該当する場合には、⑪欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地		①宅地等の面積	㎡
	相続開始の直前における宅地等の利用区分	面積（㎡）	評価額（円）
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 （B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	⑧
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除く。）の用に供されていた宅地等	③	⑨
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （相続開始の時において継続的に貸付の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑩
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑪
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑫
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑬

2　一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
(1)　「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を１人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
(2)　「1　持分に応じた宅地等」は、上記のAからFに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いて按分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
(3)　「2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1　持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の２表の付表２の１」の「１小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。
(4)　「3　特例の対象とならない宅地等（1－2）」には、「1　持分に応じた宅地等」のうち「2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名		⑭持分割合	／		
	1　持分に応じた宅地等		2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3　特例の対象とならない宅地等（1－2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×⑭	⑧×⑭				
B	③×⑭	⑨×⑭				
C	④×⑭	⑩×⑭				
D	⑤×⑭	⑪×⑭				
E	⑥×⑭	⑫×⑭				
F	⑦×⑭	⑬×⑭				

宅地等の取得者氏名		⑮持分割合	／		
	1　持分に応じた宅地等		2　左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3　特例の対象とならない宅地等（1－2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×⑮	⑧×⑮				
B	③×⑮	⑨×⑮				
C	④×⑮	⑩×⑮				
D	⑤×⑮	⑪×⑮				
E	⑥×⑮	⑫×⑮				
F	⑦×⑮	⑬×⑮				

第11・11の２表の付表２の３（平22.4）　　（資４－20－12－４－５－Ａ４統一）

改　正　後

特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表4（平成24年4月分以降用）

1　特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定森林経営計画対象山林									
特例の適用を受ける取得者の氏名	森林経営計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木・土地等の別	面積	①立木・土地等の価額	②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③課税価格の計算に当たって減額される金額（②×$\frac{5}{100}$）	④課税価格に算入する価額（①－③）
	（　　）			ha	円	円	円	円
	（　　）							
	（　　）							
	（　　）							
合計			立木					
			土地等					
			合計			A		

（注）1　①欄は、相続開始時の価額を記入します。
2　④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3　上記の「森林経営計画の認定年月日（認定番号）」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2　特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定受贈森林経営計画対象山林									
贈与年月日 届け出た税務署名	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林経営計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木・土地等の別	面積	①立木・土地等の価額	②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③課税価格の計算に当たって減額される金額（②×$\frac{5}{100}$）	④課税価格に算入する価額（①－③）
		（　　）			ha	円	円	円	円
		（　　）							
		（　　）							
		（　　）							
合計				立木					
				土地等					
				合計			B		

（注）1　①欄は、贈与時の価額を記入します。
2　④欄の金額を第11の2表の「2　相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」の③の「価額」欄に転記します。
3　上記の「森林経営計画の認定年月日（認定番号）」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

3　特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A＋B　　円

（注）小規模宅地等の特例又は特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3　特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑨欄の価額を上記「A＋B」の金額を限度として、特定（受贈）森林経営計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。

第11・11の2表の付表4（平24.4）　　（資4－20－12－6－1－A4統一）

改　正　前

特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表4（平成21年4月分以降用）

1　特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定森林施業計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定森林施業計画対象山林									
特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木・土地等の別	面積	①立木・土地等の価額	②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③課税価格の計算に当たって減額される金額（②×$\frac{5}{100}$）	④課税価格に算入する価額（①－③）
	（　　）			ha	円	円	円	円
	（　　）							
	（　　）							
	（　　）							
合計			立木					
			土地等					
			合計			A		

（注）1　①欄は、相続開始時の価額を記入します。
2　④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3　上記の「森林施業計画の認定年月日（認定番号）」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2　特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定受贈森林施業計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定受贈森林施業計画対象山林									
贈与年月日 届け出た税務署名	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林施業計画の認定年月日（認定番号）	所在場所	立木・土地等の別	面積	①立木・土地等の価額	②①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③課税価格の計算に当たって減額される金額（②×$\frac{5}{100}$）	④課税価格に算入する価額（①－③）
		（　　）			ha	円	円	円	円
		（　　）							
		（　　）							
		（　　）							
合計				立木					
				土地等					
				合計			B		

（注）1　③欄は、贈与時の価額を記入します。
2　④欄の金額を第11の2表の「2　相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」の③の「価額」欄に転記します。
3　上記の「森林施業計画の認定年月日（認定番号）」は、直近の森林施業計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4　上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

3　特定（受贈）森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A＋B　　円

（注）小規模宅地等の特例又は特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3　特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑨欄の価額を上記「A＋B」の金額を限度として、特定（受贈）森林施業計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。

第11・11の2表の付表4（平22.4）　　（資4－20－12－6－A4統一）

改　正　後

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産 特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産 の明細書

被相続人

第14表（平成24年4月分以降用）

1　純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前３年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	①価額	②①の価額のうち特定贈与財産の価額	③相続税の課税価格に加算される価額（①－②）
1		・・					円	円	円
2		・・							
3		・・							
4		・・							

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額	氏名	（各人の合計）				
	④金額	円	円	円	円	円

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「（受贈配偶者）」及び「（受贈財産の番号）」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

（受贈配偶者）　　（受贈財産の番号）

私［　　］は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記［　］の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。

なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の６第１項の規定の適用を受けていません。

（注）④欄の金額を第１表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の㉑欄にそれぞれ転記します。

2　出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
				円	
		合計			

3　特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

(1)　国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の３第１項に規定する法人に対して寄附（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第161号）附則第57条第１項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の３第１項第２号及び第３号に規定する法人に対する寄附を含みます。）をしましたので、租税特別措置法第70条第１項の規定の適用を受けます。

(2)　租税特別措置法施行令第40条の４第３項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第３項の規定の適用を受けます。

(3)　特定非営利活動促進法第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年６月22日法律第70号）附則第10条第４項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対し、その法人が行う特定非営利活動促進法第２条第１項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附を含みます。）をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

(4)　所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第88条の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第70条第11項に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附をしましたので、旧租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。

寄附（支出）年月日	寄附（支出）した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	価額	公益法人等の所在地・名称（公益信託の受託者及び名称）	寄附（支出）をした相続人等の氏名
・・					円		
・・							
			合計				

（注）この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

第14表（平24.4）　　（資４－20－15－Ａ４統一）

改　正　前

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産 特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産 の明細書

被相続人

第14表（平成21年4月分以降用）

1　純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前３年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	①価額	②①の価額のうち特定贈与財産の価額	③相続税の課税価格に加算される価額（①－②）
1		・・					円	円	円
2		・・							
3		・・							
4		・・							

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額	氏名	（各人の合計）				
	④金額	円	円	円	円	円

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「（受贈配偶者）」及び「（受贈財産の番号）」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

（受贈配偶者）　　（受贈財産の番号）

私［　　］は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記［　］の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。

なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の６第１項の規定の適用を受けていません。

（注）④欄の金額を第１表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の㉑欄にそれぞれ転記します。

2　出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
				円	
		合計			

3　特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

(1)　国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の３第１項に規定する法人に対して寄附（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第161号）附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の３第１項第２号及び第３号に規定する法人に対する寄附を含む。）をしましたので、租税特別措置法第70条第１項の規定の適用を受けます。

(2)　租税特別措置法施行令第40条の４第３項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第３項の規定の適用を受けます。

(3)　租税特別措置法第66条の11の２第３項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

(4)　所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第88条の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第70条第11項に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附をしましたので、旧租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。

寄附（支出）年月日	寄附（支出）した財産の明細 種類	細目	所在場所等	数量	価額	公益法人等の所在地・名称（公益信託の受託者及び名称）	寄附（支出）をした相続人等の氏名
・・					円		
・・							
			合計				

（注）この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

第14表（平22.4）　　（資４－20－15－Ａ４統一）

改　正　後

相続税の修正申告書

＿＿＿＿税務署長 殿
＿＿年＿＿月＿＿日 提出

相続開始年月日＿＿年＿＿月＿＿日

○フリガナは、必ず記入してください。

第1表（平成24年4月分以降用）

区分		各人の合計			財産を取得した人		
フリガナ		(被相続人)					
氏名							㊞
生年月日		年　月　日（年齢　歳）			年　月　日（年齢　歳）		
住所（電話番号）					〒（　−　−　）		
被相続人との続柄 / 職業							
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※整理番号							
区分		㋑修正前の課税額	㋺修正申告額	㋩修正する額（㋺−㋑）	㋑修正前の課税額	㋺修正申告額	㋩修正する額（㋺−㋑）
課税価格の計算　取得財産の価額（第11表③）	①	円	円	円	円	円	円
相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1⑦）	②						
債務及び葬式費用の金額（第13表3⑦）	③						
純資産価額（①＋②−③）（赤字のときは0）	④						
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表1④）	⑤						
課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	Ⓐ ,000	Ⓐ ,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算　法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額		（　人）Ⓑ 0,000,000	（　人）Ⓑ 0,000,000	（　人）0,000,000	左の欄には、第2表の②欄の㋺の人数及び㋩の金額を記入します。		
相続税の総額	⑦	00	00	00	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。		
一般の場合　あん分割合（各人の⑥／Ⓐ）	⑧	1.00	1.00				
一般の場合　算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	円	円	円	円	円	円
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合　算出税額（第3表⑬）	⑩	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑬欄の税額を記入します。					
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑤）	⑪	円	円	円	円	円	円
各人の納付・還付税額の計算　税額控除　暦年課税分の贈与税額控除額（第4表2⑬）	⑫						
配偶者の税額軽減額（第5表㋥又は㋬）	⑬						
未成年者控除額（第6表1②、③又は⑥）	⑭						
障害者控除額（第6表2②、③又は⑥）	⑮						
相次相続控除額（第7表⑬又は⑱）	⑯						
外国税額控除額（第8表1⑧）	⑰						
計	⑱						
差引税額（⑨＋⑪−⑱）又は（⑩＋⑪−⑱）（赤字のときは0）	⑲						
相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の2表⑧）	⑳	00	00	00	00	00	00
小計（⑲−⑳）（黒字のときは100円未満切捨て）	㉑						
農地等納税猶予税額（第8表2⑦）	㉒	00	00	00	00	00	00
株式等納税猶予税額（第8の2表2⑩）	㉓	00	00	00	00	00	00
山林納税猶予税額（第8の3表2⑧）	㉔	00	00	00	00	00	00
申告納税額（㉑−㉒−㉓−㉔）　申告期限までに納付すべき税額	㉕	00	00	00	00	00	00
申告納税額（㉑−㉒−㉓−㉔）　還付される税額	㉖	△	△		△	△	

税務署受付印

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要はありません。

※税務署整理欄　通信日付印　年月日　・　・　（確認者印）　集計票（徴収カード）

（注）㉑欄の金額が赤字となる場合は、㉑欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉑欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の2表⑨）があるときの㉖欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署整理欄	年分		名簿番号		検算印		

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号　㊞

□税理士法第30条の書面提出有　□税理士法第33条の2の書面提出有

修正第1表（平24.4）

（資4−24−1−A4統一）

改　正　前

相続税の修正申告書

＿＿＿＿税務署長 殿
＿＿年＿＿月＿＿日 提出

相続開始年月日＿＿年＿＿月＿＿日

○フリガナは、必ず記入してください。

第1表（平成21年4月分以降用）

区分		各人の合計			財産を取得した人		
フリガナ		(被相続人)					
氏名							㊞
生年月日		年　月　日（年齢　歳）			年　月　日（年齢　歳）		
住所（電話番号）					〒（　−　−　）		
被相続人との続柄 / 職業							
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※整理番号							
区分		㋑修正前の課税額	㋺修正申告額	㋩修正する額（㋺−㋑）	㋑修正前の課税額	㋺修正申告額	㋩修正する額（㋺−㋑）
課税価格の計算　取得財産の価額（第11表③）	①	円	円	円	円	円	円
相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1⑦）	②						
債務及び葬式費用の金額（第13表3⑦）	③						
純資産価額（①＋②−③）（赤字のときは0）	④						
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表1④）	⑤						
課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	Ⓐ ,000	Ⓐ ,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算　法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額		（　人）Ⓑ 0,000,000	（　人）Ⓑ 0,000,000	（　人）0,000,000	左の欄には、第2表の②欄の㋺の人数及び㋩の金額を記入します。		
相続税の総額	⑦	00	00	00	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。		
一般の場合　あん分割合（各人の⑥／Ⓐ）	⑧	1.00	1.00				
一般の場合　算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	円	円	円	円	円	円
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合　算出税額（第3表⑬）	⑩	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑬欄の税額を記入します。					
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑤）	⑪	円	円	円	円	円	円
各人の納付・還付税額の計算　税額控除　暦年課税分の贈与税額控除額（第4表2⑬）	⑫						
配偶者の税額軽減額（第5表㋥又は㋬）	⑬						
未成年者控除額（第6表1②、③又は⑥）	⑭						
障害者控除額（第6表2②、③又は⑥）	⑮						
相次相続控除額（第7表⑬又は⑱）	⑯						
外国税額控除額（第8表1⑧）	⑰						
計	⑱						
差引税額（⑨＋⑪−⑱）又は（⑩＋⑪−⑱）（赤字のときは0）	⑲						
相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の2表⑧）	⑳	00	00	00	00	00	00
小計（⑲−⑳）（黒字のときは100円未満切捨て）	㉑						
農地等納税猶予税額（第8表2⑦）	㉒	00	00	00	00	00	00
株式等納税猶予税額（第8の2表2⑩）	㉓	00	00	00	00	00	00
申告納税額（㉑−㉒−㉓）　申告期限までに納付すべき税額	㉔	00	00	00	00	00	00
申告納税額（㉑−㉒−㉓）　還付される税額	㉕	△	△	00	△	△	00

税務署受付印

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要はありません。

※税務署整理欄　通信日付印　年月日　・　・　（確認者印）　集計票（徴収カード）

（注）㉑欄の金額が赤字となる場合は、㉑欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉑欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の2表⑨）があるときの㉕欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署整理欄	年分		名簿番号		検算印		

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号　㊞

□税理士法第30条の書面提出有　□税理士法第33条の2の書面提出有

修正第1表（平22.4）

（資4−24−1−A4統一）

改　正　後

相続税の修正申告書（続）

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

第1表（続）（平成24年4月分以降用）

○フリガナは、必ず記入してください。

		財産を取得した人			財産を取得した人		
フリガナ							
氏名		㊞			㊞		
生年月日		年　月　日（年齢　歳）			年　月　日（年齢　歳）		
住所（電話番号）		〒（　－　－　）			〒（　－　－　）		
被相続人との続柄	職業						
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
派整理番号							
区分		㋑修正前の課税額	㋺修正申告額	㋩修正する額（㋺－㋑）	㋑修正前の課税額	㋺修正申告額	㋩修正する額（㋺－㋑）
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表②） ①	円	円	円	円	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1⑦） ②						
	債務及び葬式費用の金額（第13表3⑦） ③						
	純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは0） ④						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表1③） ⑤						
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て） ⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額						
	相続税の総額 ⑦						
	一般の場合 あん分割合（各人の⑥／⑥） ⑧						
	一般の場合 算出税額（⑦×⑧／人の数） ⑨	円	円	円	円	円	円
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合 算出税額（第3表⑬） ⑩	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑬欄の税額を記入します。					
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑤） ⑪	円	円	円	円	円	円
各人の納付・還付税額の計算	税額控除	暦年課税分の贈与税額控除額（第4表2⑪） ⑫					
		配偶者の税額軽減額（第5表㋑又は㋺） ⑬					
		未成年者控除額（第6表1②、③又は⑥） ⑭					
		障害者控除額（第6表2②、③又は⑥） ⑮					
		相次相続控除額（第7表⑬又は⑱） ⑯					
		外国税額控除額（第8表1⑧） ⑰					
		計 ⑱					
	差引税額（⑨＋⑪－⑱）又は（⑩＋⑪－⑱）（赤字のときは0） ⑲						
	相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の2表⑥） ⑳	00	00	00	00	00	00
	小計（⑲－⑳）（黒字のときは100円未満切捨て） ㉑						
	農地等納税猶予税額（第8表2⑦） ㉒	00	00	00	00	00	00
	株式等納税猶予税額（第8の2表2⑩） ㉓	00	00	00	00	00	00
	山林納税猶予税額（第8の3表2⑥） ㉔	00	00	00	00	00	00
	申告納税額（㉑－㉒－㉓） 申告期限までに納付すべき税額 ㉕	00	00	00	00	00	00
	申告納税額（㉑－㉒－㉓） 還付される税額 ㉖	△	△		△	△	

※の項目は記入する必要はありません。

（注）㉙欄の金額が赤字となる場合は、㉙欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉙欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の2表⑨）があるときの㉖欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署整理欄	年分		名簿番号		検算印		

修正第1表（続）（平24.4）　　（資4－24－2－A4統一）

改　正　前

相続税の修正申告書（続）

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

第1表（続）（平成21年4月分以降用）

○フリガナは、必ず記入してください。

		財産を取得した人			財産を取得した人		
フリガナ							
氏名		㊞			㊞		
生年月日		年　月　日（年齢　歳）			年　月　日（年齢　歳）		
住所（電話番号）		〒（　－　－　）			〒（　－　－　）		
被相続人との続柄	職業						
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※整理番号							
区分		㋑修正前の課税額	㋺修正申告額	㋩修正する額（㋺－㋑）	㋑修正前の課税額	㋺修正申告額	㋩修正する額（㋺－㋑）
課税価格の計算	取得財産の価額（第11表③） ①	円	円	円	円	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額（第11の2表1⑦） ②						
	債務及び葬式費用の金額（第13表3⑦） ③						
	純資産価額（①＋②－③）（赤字のときは0） ④						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第14表1③） ⑤						
	課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て） ⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額						
	相続税の総額 ⑦						
	一般の場合 あん分割合（各人の㋺／㋺） ⑧						
	一般の場合 算出税額（⑦×⑧／人の数） ⑨	円	円	円	円	円	円
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合 算出税額（第3表⑬） ⑩	相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑬欄の税額を記入します。					
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑤） ⑪	円	円	円	円	円	円
各人の納付・還付税額の計算	税額控除	暦年課税分の贈与税額控除額（第4表2⑪） ⑫					
		配偶者の税額軽減額（第5表㋑又は㋺） ⑬					
		未成年者控除額（第6表1②、③又は⑥） ⑭					
		障害者控除額（第6表2②、③又は⑥） ⑮					
		相次相続控除額（第7表⑬又は⑱） ⑯					
		外国税額控除額（第8表1⑧） ⑰					
		計 ⑱					
	差引税額（⑨＋⑪－⑱）又は（⑩＋⑪－⑱）（赤字のときは0） ⑲						
	相続時精算課税分の贈与税額控除額（第11の2表⑥） ⑳	00	00	00	00	00	00
	小計（⑲－⑳）（黒字のときは100円未満切捨て） ㉑						
	農地等納税猶予税額（第8表2⑦） ㉒	00	00	00	00	00	00
	株式等納税猶予税額（第8の2表2⑩） ㉓	00	00	00	00	00	00
	申告納税額（㉑－㉒－㉓） 申告期限までに納付すべき税額 ㉔	00	00	00	00	00	00
	申告納税額（㉑－㉒－㉓） 還付される税額 ㉕	△	△	00	△	△	00

※の項目は記入する必要はありません。

（注）㉕欄の金額が赤字となる場合は、㉕欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉕欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の2表⑨）があるときの㉖欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署整理欄	年分		名簿番号		検算印		

修正第1表（続）（平22.4）　　（資4－24－2－A4統一）

改　正　後	改　正　前

改　正　後

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

第3表・第8表2（修正申告用）（平成24年4月分以降用）

1　財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額（第3表）

財産を取得した人の氏名		（各人の合計）					
区分		ⓘ 修正前の課税額	ⓡ 修正申告額	ⓗ 修正する額（ⓡ−ⓘ）	ⓘ 修正前の課税額	ⓡ 修正申告額	ⓗ 修正する額（ⓡ−ⓘ）
課税価格の計算　取得財産の価額　農業相続人（第12表⑤）	①	円	円	円	円	円	円
課税価格の計算　取得財産の価額　その他の人（第1表①＋第1表⑳）	②						
債務及び葬式費用の金額（第1表③）	③						
純資産価額（①−③）又は（②−③）（赤字のときは0）	④						
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表⑤）	⑤						
課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	Ⓐ ,000	Ⓐ ,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算　相続税の総額（第2表⑪）	⑦	00	00	00			
あん分割合（各人の⑥／Ⓐ）	⑧	1.00	1.00				
算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	円	円	円	円	円	円
農業相続人の納税猶予の基となる税額　相続税の総額の差額	⑩	00	00	00	この欄には、第1表の⑦欄の金額からこの表の⑦欄の金額を控除した金額を記入します。		
農業投資価格超過額（第12表③）	⑪	Ⓑ	Ⓑ		円	円	円
各人へのあん分額（⑩×各人の⑪÷Ⓑ）	⑫						
各人の算出税額（⑨＋⑫）	⑬						

（注）1　「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
　　2　各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2　農地等納税猶予税額（第8表2）（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名							
区分		ⓘ 修正前の課税額	ⓡ 修正申告額	ⓗ 修正する額（ⓡ−ⓘ）	ⓘ 修正前の課税額	ⓡ 修正申告額	ⓗ 修正する額（ⓡ−ⓘ）
納税猶予の基となる税額（上の表の各農業相続人の⑫の金額）	①	円	円	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑤×①／上の表の各農業相続人の⑬の金額）	②						
納税猶予税額の計算上の税額控除の額　税額控除額の計（第1表の各農業相続人の（⑲＋⑳）の金額）	③						
上の表の⑨の各農業相続人の算出税額	④						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑤×④／上の表の各農業相続人の⑬の金額）	⑤						
（③−（④＋⑤））の金額（赤字のときは0）	⑥						
農地等納税猶予税額（①＋②−⑥）（100円未満切捨て、赤字のときは0）	⑦	00	00	00	00	00	00

（注）1　各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉒」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の4表の①又は⑥欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉒」欄に転記します。
　　2　⑦欄のⓡ欄に記入する金額は、ⓡ欄の「①+②−⑥」の金額が⑦欄のⓘ欄の金額を超える場合には、⑦欄のⓘ欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄のⓡ欄の金額は、⑦欄のⓘ欄の金額を超えることができます。

修正第3表・第8表2（平24.4）　　（資4−24−3−A4統一）

改　正　前

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

第3表・第8表2（修正申告用）（平成21年4月分以降用）

1　財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額（第3表）

財産を取得した人の氏名		（各人の合計）					
区分		ⓘ 修正前の課税額	ⓡ 修正申告額	ⓗ 修正する額（ⓡ−ⓘ）	ⓘ 修正前の課税額	ⓡ 修正申告額	ⓗ 修正する額（ⓡ−ⓘ）
課税価格の計算　取得財産の価額　農業相続人（第12表⑤）	①	円	円	円	円	円	円
課税価格の計算　取得財産の価額　その他の人（第1表①＋第1表②）	②						
債務及び葬式費用の金額（第1表③）	③						
純資産価額（①−③）又は（②−③）（赤字のときは0）	④						
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表⑤）	⑤						
課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	Ⓐ ,000	Ⓐ ,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算　相続税の総額（第2表⑪）	⑦	00	00	00			
あん分割合（各人の⑥／Ⓐ）	⑧	1.00	1.00				
算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	円	円	円	円	円	円
農業相続人の納税猶予の基となる税額　相続税の総額の差額	⑩	00	00	00	この欄には、第1表の⑦欄の金額からこの表の⑦欄の金額を控除した金額を記入します。		
農業投資価格超過額（第12表③）	⑪	Ⓑ	Ⓑ		円	円	円
各人へのあん分額（⑩×各人の⑪÷Ⓑ）	⑫						
各人の算出税額（⑨＋⑫）	⑬						

（注）1　「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
　　2　各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2　農地等納税猶予税額（第8表2）（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名							
区分		ⓘ 修正前の課税額	ⓡ 修正申告額	ⓗ 修正する額（ⓡ−ⓘ）	ⓘ 修正前の課税額	ⓡ 修正申告額	ⓗ 修正する額（ⓡ−ⓘ）
納税猶予の基となる税額（上の表の各農業相続人の⑫の金額）	①	円	円	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑤×①／上の表の各農業相続人の⑬の金額）	②						
納税猶予税額の計算上の税額控除の額　税額控除額の計（第1表の各農業相続人の（⑲＋⑳）の金額）	③						
上の表の⑨の各農業相続人の算出税額	④						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑤×④／上の表の各農業相続人の⑬の金額）	⑤						
（③−（④＋⑤））の金額（赤字のときは0）	⑥						
納税猶予税額（①＋②−⑥）（100円未満切捨て、赤字のときは0）	⑦	00	00	00	00	00	00

（注）1　各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉒」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の3表の①又は⑤欄の金額をその人の「農地等納税猶予税額㉒」欄に転記します。
　　2　⑦欄のⓡ欄に記入する金額は、ⓡ欄の「①+②−⑥」の金額が⑦欄のⓘ欄の金額を超える場合には、⑦欄のⓘ欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄のⓡ欄の金額は、⑦欄のⓘ欄の金額を超えることができます。

修正第3表・第8表2（平22.4）　　（資4−24−3−A4統一）

改正後	改正前

改正後

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書（続）　被相続人

第3表（続）・第8表2（続）（修正申告用）（平成24年4月分以降用）

1　財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額（第3表（続））

財産を取得した人の氏名							
区分		㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺−㋑）	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺−㋑）
課税価格の計算　取得財産の価額　農業相続人（第12表⑤）	①	円	円	円	円	円	円
課税価格の計算　取得財産の価額　その他の人（第1表①＋第1表②）	②						
債務及び葬式費用の金額（第1表③）	③						
純資産価額（①−③）又は（②−③）（赤字のときは0）	④						
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表⑤）	⑤						
課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算　相続税の総額（第2表⑪）	⑦						
あん分割合（各人の⑥／Ⓐ）	⑧						
算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	円	円	円	円	円	円
農業相続人の納税猶予の基となる税額　相続税の総額の差額	⑩						
農業投資価格超過額（第12表③）	⑪	円	円	円	円	円	円
各人へのあん分額（⑩×各人の⑪÷Ⓑ）	⑫						
各人の算出税額（⑨＋⑫）	⑬						

（注）1　「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
　　2　各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2　農地等納税猶予税額（第8表2（続））（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名							
区分		㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺−㋑）	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺−㋑）
納税猶予の基となる税額（上の表の各農業相続人の⑫の金額）	①	円	円	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑤×①／上の表の各農業相続人の⑪の金額）	②						
納税猶予税額の計算上の税額控除の額　税額控除額の計（第1表の各農業相続人の⑱＋⑳の金額）	③						
上の表の⑨の各農業相続人の算出税額	④						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑤×④／上の表の各農業相続人の⑨の金額）	⑤						
（③−（④＋⑤））の金額（赤字のときは0）	⑥						
農地等納税猶予税額（①＋②−⑥）（100円未満切捨て、赤字のときは0）	⑦	00	00	00	00	00	00

（注）1　各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉒」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の4表の①又は⑥欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉒」欄に転記します。
　　2　⑦欄の㋺欄に記入する金額は、㋺欄の「①＋②−⑥」の金額が⑦欄の㋑欄の金額を超える場合には、⑦欄の㋑欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の㋺欄の金額は、⑦欄の㋑欄の金額を超えることができます。

修正第3表（続）・第8表2（続）（平24.4）　（資4−24−4−A4統一）

改正前

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書（続）　被相続人

第3表（続）・第8表2（続）（修正申告用）（平成21年4月分以降用）

1　財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額（第3表（続））

財産を取得した人の氏名							
区分		㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺−㋑）	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺−㋑）
課税価格の計算　取得財産の価額　農業相続人（第12表⑤）	①	円	円	円	円	円	円
課税価格の計算　取得財産の価額　その他の人（第1表①＋第1表②）	②						
債務及び葬式費用の金額（第1表③）	③						
純資産価額（①−③）又は（②−③）（赤字のときは0）	④						
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額（第1表⑤）	⑤						
課税価格（④＋⑤）（1,000円未満切捨て）	⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算　相続税の総額（第2表⑪）	⑦						
あん分割合（各人の⑥／Ⓐ）	⑧						
算出税額（⑦×各人の⑧）	⑨	円	円	円	円	円	円
農業相続人の納税猶予の基となる税額　相続税の総額の差額	⑩						
農業投資価格超過額（第12表③）	⑪	円	円	円	円	円	円
各人へのあん分額（⑩×各人の⑪÷Ⓑ）	⑫						
各人の算出税額（⑨＋⑫）	⑬						

（注）1　「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
　　2　各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2　農地等納税猶予税額（第8表2（続））（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名							
区分		㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺−㋑）	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺−㋑）
納税猶予の基となる税額（上の表の各農業相続人の⑫の金額）	①	円	円	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑤×①／上の表の各農業相続人の⑪の金額）	②						
納税猶予税額の計算上の税額控除の額　税額控除額の計（第1表の各農業相続人の⑱＋⑳の金額）	③						
上の表の⑨の各農業相続人の算出税額	④						
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（第4表1⑤×④／上の表の各農業相続人の⑨の金額）	⑤						
（③−（④＋⑤））の金額（赤字のときは0）	⑥						
納税猶予税額（①＋②−⑥）（100円未満切捨て、赤字のときは0）	⑦	00	00	00	00	00	00

（注）1　各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉒」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の3表の①又は⑤欄の金額をその人の「農地等納税猶予税額㉒」欄に転記します。
　　2　⑦欄の㋺欄に記入する金額は、㋺欄の「①＋②−⑥」の金額が⑦欄の㋑欄の金額を超える場合には、⑦欄の㋑欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の㋺欄の金額は、⑦欄の㋑欄の金額を超えることができます。

修正第3表（続）・第8表2（続）（平22.4）　（資4−24−4−A4統一）

改　正　後

配偶者の税額軽減額の計算書（付表）

被相続人	

第5表の付表（平成21年4月分以降用）

この表は、被相続人から相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。）により財産を取得した者（以下「納税義務者」といいます。）のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合に記入します。

第５表各欄の金額の計算

納税義務者のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に転記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算

① 第1表の「各人の合計」の④の金額（配偶者以外の者が農業相続人である場合には第３表の「(各人の合計)」の④の金額）	② 第1表の「各人の合計」の⑤の金額（配偶者以外の者が農業相続人である場合には第３表の「(各人の合計)」の⑤の金額）	③ (①+②)の金額	④ 第1表の「各人の合計」の(①+②)の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額（配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の(①+②)の金額）	⑤ 第1表の「各人の合計」の③の金額のうち配偶者が仮装した債務及び葬式費用の金額
円	円	円	円	円
⑥ (④+⑤)の金額と第1表の「各人の合計」の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑦ 第1表の「各人の合計」の⑤の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑧ (⑥+⑦)の金額	⑨ (③−⑧)の金額（1,000円未満切捨て）	⑩ ⑨の金額に相当する相続税の総額
円	円	円	円 ,０００	円

(注) 1 ⑨欄の金額を第5表の⑥又は⑮欄に転記します。また、⑩欄の金額を第５表の⑦又は⑰欄に転記します。
2 ⑩欄の金額は、⑨欄の金額を課税価格の合計額とみなして計算した場合の相続税の総額を記載します。
なお、⑩欄の金額については、第２表を別途作成して算出してください。

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号イに規定する「課税価格の合計額」の計算

⑪ 第1表の配偶者の①の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑫ 第1表の配偶者の③の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	⑬ (⑪+⑫)の金額と第1表の配偶者の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑭ 第1表の配偶者の⑤の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑮ (⑬+⑭)の金額	⑯ (③−⑮)の金額（1,000円未満切捨て）
円	円	円	円	円	円 ,０００

(注) ⑯欄の金額を第5表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の「(第1表の㋐の金額)」欄又は「(第3表の㋐の金額)」欄に転記します。

(3) 相続税法第19条の2第5項により読み替えられた同条第1項第2号ロの「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算

⑰ 第11表の配偶者の①の金額（分割財産の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			㉑ (⑰−⑳)の金額（赤字のときは0）	㉒ 第1表の配偶者の⑤の金額（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額）
	⑱ 第1表の配偶者の③の金額（債務及び葬式費用の金額）	⑲ 第11表の配偶者の②の金額（未分割財産の金額）	⑳ (⑱−⑲)の金額（⑲の金額が⑱の金額より大きいときは0）		
円	円	円	円	円	円
㉓ ⑰の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	㉔ ⑱の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	㉕ (㉓+㉔)の金額と㉑の金額のうちいずれか少ない方の金額	㉖ ㉒の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	㉗ (㉕+㉖)の金額	㉘ (㉑+㉒−㉗)の金額（1,000円未満切捨て 赤字のときは0）
円	円	円	円	円	円

(注) ㉘欄の金額を第5表の⑥又は⑮欄に転記します。

第５表の付表（平24.4）　　（資４－20－６－２－Ａ４統一）

改　正　前

配偶者の税額軽減額の計算書（付表）

被相続人	

第5表の付表（平成21年4月分以降用）

この表は、被相続人から相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。）により財産を取得した者（以下「納税義務者」といいます。）のうちに財産を隠べい又は仮装した者がいる場合に記入します。

第5表各欄の金額の計算

納税義務者のうちに財産を隠べい又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に転記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算

① 第1表の「各人の合計」の④の金額（配偶者以外の者が農業相続人である場合には第３表の「(各人の合計)」の④の金額）	② 第1表の「各人の合計」の⑤の金額（配偶者以外の者が農業相続人である場合には第３表の「(各人の合計)」の⑤の金額）	③ (①+②)の金額	④ 第1表の「各人の合計」の(①+②)の金額のうち配偶者が隠べい又は仮装した財産の金額（配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の(①+②)の金額）	⑤ 第1表の「各人の合計」の③の金額のうち配偶者が仮装した債務及び葬式費用の金額
円	円	円	円	円
⑥ (④+⑤)の金額と第1表の「各人の合計」の④の金額のいずれか少ない方の金額	⑦ 第1表の「各人の合計」の⑤の金額のうち配偶者が隠べい又は仮装した財産の金額	⑧ (⑥+⑦)の金額	⑨ (③−⑧)の金額（1,000円未満切捨て）	⑩ ⑨の金額に相当する相続税の総額
円	円	円	円 ,０００	円

(注) 1 ⑨欄の金額を第５表の⑥又は⑮欄に転記します。また、⑩欄の金額を第５表の⑦又は⑰欄に転記します。
2 ⑩欄の金額は、⑨欄の金額を課税価格の合計額とみなして計算した場合の相続税の総額を記載します。
なお、⑩欄の金額については、第２表を別途作成して算出してください。

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号イに規定する「課税価格の合計額」の計算

⑪ 第1表の配偶者の①の金額のうち納税義務者が隠べい又は仮装した財産の金額	⑫ 第1表の配偶者の③の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	⑬ (⑪+⑫)の金額と第1表の配偶者の④の金額のいずれか少ない方の金額	⑭ 第1表の配偶者の⑤の金額のうち納税義務者が隠べい又は仮装した財産の金額	⑮ (⑬+⑭)の金額	⑯ (③−⑮)の金額（1,000円未満切捨て）
円	円	円	円	円	円 ,０００

(注) ⑯欄の金額を第5表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の「(第1表の㋐の金額)」欄又は「(第3表の㋐の金額)」欄に転記します。

(3) 相続税法第19条の2第5項により読み替えられた同条第1項第2号ロの「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算

⑰ 第11表の配偶者の①の金額（分割財産の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			㉑ (⑰−⑳)の金額（赤字のときは0）	㉒ 第1表の配偶者の⑤の金額（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額）
	⑱ 第1表の配偶者の③の金額（債務及び葬式費用の金額）	⑲ 第11表の配偶者の②の金額（未分割財産の金額）	⑳ (⑱−⑲)の金額（⑲の金額が⑱の金額より大きいときは0）		
円	円	円	円	円	円
㉓ ⑰の金額のうち納税義務者が隠べい又は仮装した財産の金額	㉔ ⑱の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	㉕ (㉓+㉔)の金額と㉑の金額のうちいずれか少ない方の金額	㉖ ㉒の金額のうち納税義務者が隠べい又は仮装した財産の金額	㉗ (㉕+㉖)の金額	㉘ (㉑+㉒−㉗)の金額（1,000円未満切捨て 赤字のときは0）
円	円	円	円	円	円

(注) ㉘欄の金額を第5表の⑥又は⑮欄に転記します。

第５表の付表（平22.4）　　（資４－20－６－２－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
〔記入に当たっての留意事項〕 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1　この表は、**期限後申告書の付表として使用する場合**には、その期限後申告書の記載に基づき、また**修正申告書の付表として使用する場合**には、その修正申告書の記載に基づいて記入します。 2　この表を修正申告書の付表として使用する場合には、④、⑤及び⑦の各欄、⑪、⑫及び⑭の各欄並びに㉓、㉔及び㉖の各欄は、これまでの隠蔽又は仮装した事実に基づく金額を含めた累積金額により記入します。 3　④、⑪及び⑰欄に記入する金額の基となる財産に対応することが明らかな申告されていなかった債務がある場合には、その債務の金額をその財産の価額から控除した金額を記入します。 (平24.4)	〔記入に当たっての留意事項〕 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1　この表は、**期限後申告書の付表として使用する場合**には、その期限後申告書の記載に基づき、また**修正申告書の付表として使用する場合**には、その修正申告書の記載に基づいて記入します。 2　この表を修正申告書の付表として使用する場合には、④、⑤及び⑦の各欄、⑪、⑫及び⑭の各欄並びに㉓、㉔及び㉖の各欄は、これまでの隠べい又は仮装した事実に基づく金額を含めた累積金額により記入します。 3　④、⑪及び⑰欄に記入する金額の基となる財産に対応することが明らかな申告されていなかった債務がある場合には、その債務の金額をその財産の価額から控除した金額を記入します。 (平22.4)

改　正　後

株式等納税猶予税額の計算書

被相続人	
経営承継人（経営承継相続人等・経営相続承継受贈者）	

第8の2表（修正申告用）（平成24年4月分以降用）

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
（注）　経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第８の２表（修正申告用））において「経営承継人」と表記しています。

1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区分	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
①　この計算書の経営承継人の第８の２表の付表１・付表２・付表３のA欄の合計額	円	円	円
②　この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第１表のその人の③欄の金額）			
③　特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000	,000	,000
④　特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）	,000	,000	,000
⑤　この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の相続人等の修正申告書第１表の⑥欄（又は修正申告書第３表・第８表２の１の⑥欄）の金額の合計）	,000	,000	,000
⑥　基礎控除額（第２表の㉓欄の金額）	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑦　特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）	,000	,000	,000
⑧　特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）	,000	,000	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑪法定相続分に応ずる取得金額（⑦×⑩）	⑫相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。）	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）	⑭相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。）
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑮相続税の総額（⑫の合計額）	00	⑯相続税の総額（⑭の合計額）	00

（注）１　⑤欄の「修正申告書第１表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第３表・第８表２の１の⑥欄の金額」となります。
２　⑨及び⑮欄は第２表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2　株式等納税猶予税額の計算

区分	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
①　（経営承継人の修正申告書第１表の（⑱＋⑳－⑫））の金額	円	円	円
②　特定価額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑬×１の③／１の（③＋⑤））			
③　特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a　（②＋③－経営承継人の修正申告書第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０）			
④　特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑯×１の④／１の（④＋⑤））			
⑤　特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）			
b　（④＋⑤－経営承継人の修正申告書第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０）			
⑥　経営承継人の修正申告書第１表の⑥欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第１表の⑨（又は⑩）＋⑪－⑫）（赤字の場合は０）			
⑦　（①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は０）			
⑧　（a－b－⑦）の金額（赤字の場合は０）			
⑨　特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が２社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注３参照）			
イ　（会社名）　　に係る株式等納税猶予税額（⑧×イの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ　（会社名）　　に係る株式等納税猶予税額（⑧×ロの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ　（会社名）　　に係る株式等納税猶予税額（⑧×ハの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
⑩　株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）（注４参照）	00	00	00

※の項目は記入する必要がありません。

（注）１　⑥欄の算式中の「修正申告書第１表の⑨」の金額について、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第１表の⑩」の金額とします。
２　⑧欄の㋩欄に記入する金額は、㋺欄の「a－b－⑦」の金額が⑧欄の㋑欄の金額を超える場合には、⑧欄の㋑欄の金額にとどめます（⑨及び⑩欄の㋩欄も同様です。）。ただし、この特例の適用を受ける特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等（期限内申告において第８の２表の付表１及び付表２の「２　特例非上場株式等の明細」並びに第８の２表の付表３の「２　特例相続非上場株式等の明細」に記入した特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑧欄の㋺欄の金額は、⑧欄の㋑欄の金額を超えることができます。
３　⑨欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が１社のみの場合は、⑨欄の記入は行わず、⑧欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第８の２表の付表１及び付表２の「２　特例非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第８の２表の付表３の「２　特例相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が４社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
４　⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第１表の「株式等納税猶予税額㉓」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、修正申告書第８の４表の②又は⑦欄の金額を経営承継人の修正申告書第１表の「株式等納税猶予税額㉓」欄に転記します。

※税務署整理欄	入力		確認			

修正第８の２表（平24.4）　　（資４－24－５－Ａ４統一）

改　正　前

株式等納税猶予税額の計算書

被相続人	
経営承継人（経営承継相続人等・経営相続承継受贈者）	

第8の2表（修正申告用）（平成21年4月分以降用）

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
（注）　経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第８の２表（修正申告用））において「経営承継人」と表記しています。

1　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区分	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
①　この計算書の経営承継人の第８の２表の付表１・付表２・付表３のA欄の合計額	円	円	円
②　この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第１表のその人の③欄の金額）			
③　特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000	,000	,000
④　特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）	,000	,000	,000
⑤　この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の者の修正申告書第１表の⑥欄（又は修正申告書第３表・第８表２の１の⑥欄）の金額の合計）	,000	,000	,000
⑥　基礎控除額（第２表の㉓欄の金額）	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑦　特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）	,000	,000	,000
⑧　特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）	,000	,000	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑪法定相続分に応ずる取得金額（⑦×⑩）	⑫相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。）	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）	⑭相続税の総額の基礎となる税額（第2表の「速算表」で計算します。）
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑮相続税の総額（⑫の合計額）	00	⑯相続税の総額（⑭の合計額）	00

（注）１　⑤欄の「修正申告書第１表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した者のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける者がいる場合は、「修正申告書第３表・第８表２の１の⑥欄の金額」となります。
２　⑨及び⑮欄は第２表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2　株式等納税猶予税額の計算

区分	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
①　（経営承継人の修正申告書第１表の（⑱＋⑳－⑫））の金額	円	円	円
②　特定価額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑬×１の③／１の（③＋⑤））			
③　特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a　（②＋③－経営承継人の修正申告書第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０）			
④　特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（１の⑯×１の④／１の（④＋⑤））			
⑤　特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）			
b　（④＋⑤－経営承継人の修正申告書第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０）			
⑥　経営承継人の修正申告書第１表の⑥欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第１表の⑨（又は⑩）＋⑪－⑫）（赤字の場合は０）			
⑦　（①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は０）			
⑧　（a－b－⑦）の金額（赤字の場合は０）			
⑨　特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が２社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注３参照）			
イ　（会社名）　　に係る株式等納税猶予税額（⑧×イの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ　（会社名）　　に係る株式等納税猶予税額（⑧×ロの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ　（会社名）　　に係る株式等納税猶予税額（⑧×ハの株式等に係る価額／１の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
⑩　株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）（注４参照）	00	00	00

※の項目は記入する必要がありません。

（注）１　⑥欄の算式中の「修正申告書第１表の⑨」の金額について、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第１表の⑩」の金額とします。
２　⑧欄の㋩欄に記入する金額は、㋺欄の「a－b－⑦」の金額が⑧欄の㋑欄の金額を超える場合には、⑧欄の㋑欄の金額にとどめます（⑨及び⑩欄の㋩欄も同様です。）。ただし、この特例の適用を受ける特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等（期限内申告において第８の２表の付表１及び付表２の「２　特例非上場株式等の明細」並びに第８の２表の付表３の「２　特例相続非上場株式等の明細」に記入した特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑧欄の㋺欄の金額は、⑧欄の㋑欄の金額を超えることができます。
３　⑨欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が１社のみの場合は、⑨欄の記入は行わず、⑧欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第８の２表の付表１及び付表２の「２　特例非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第８の２表の付表３の「２　特例相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が４社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
４　⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第１表の「株式等納税猶予税額㉓」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、修正申告書第８の３表の②又は⑥欄の金額を経営承継人の修正申告書第１表の「株式等納税猶予税額㉓」欄に転記します。

※税務署整理欄	入力		確認				

修正第８の２表（平22.4）　　（資４－24－５－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
第8の3表（修正申告用）（平成24年4月分以降用）	（新規）

山林納税猶予税額の計算書

被相続人	
林業経営相続人	

この計算書は、相続税の修正申告において、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。

1　山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区　分	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
① 林業経営相続人の第8の3表の付表の（A＋B）欄の金額	円	円	円
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその人の③欄の金額）			
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000	,000	,000
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）	,000	,000	,000
⑤ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額（林業経営相続人以外の相続人等の第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑤欄）の金額の合計）	,000	,000	,000
⑥ 基礎控除額（第2表の㋩欄の金額）	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）	,000	,000	,000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）	,000	,000	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に応ずる取得金額（⑦×⑩）	⑫相続税の総額の基礎となる税額（第2表の「速算表」で計算します。）	⑬法定相続分に応ずる取得金額（⑧×⑩）	⑭相続税の総額の基礎となる税額（第2表の「速算表」で計算します。）
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑮相続税の総額（⑫の合計額）	00	⑯相続税の総額（⑭の合計額）	00

（注）1　⑤欄の「修正申告書第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄の金額」となります。
2　⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2　山林納税猶予税額の計算

区　分	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
① （林業経営相続人の修正申告書第1表の（⑬＋⑳－⑫））の金額	円	円	円
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑬×1の③／1の（③＋⑤））			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a （②＋③－林業経営相続人の修正申告書第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑯×1の④／1の（④＋⑤））			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）			
b （④＋⑤－林業経営相続人の修正申告書第1表の⑫）の金額（赤字の場合は0）			
⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第1表の（⑨（又は⑩）＋㉑－㉒））（赤字の場合は0）			
⑦ （①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は0）			
⑧ 山林納税猶予税額（a－b－⑦）（100円未満切捨て）（赤字の場合は0）	00	00	00

（注）1　⑥欄の算式中の「修正申告書第1表の⑨」の金額について、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。
2　⑧欄の㋺欄に記入する金額は、㋺欄の「a－b－⑦」の金額が⑧欄の㋑欄の金額を超える場合には、⑧欄の㋑欄の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特例山林（期限内申告において第8の3表の付表の「2　特例施業対象山林・特例山林の明細」に記入した特例山林に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑧欄の㋺欄の金額は⑧欄の㋑欄の金額を超えることができます。
3　⑧欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㉘」欄に転記します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例又は非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑧欄の金額によらず、修正申告書第8の4表の③又は⑧欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㉘」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力		確認			

修正第8の3表(平24.4)　　(資4－24－7－A4統一)

改　正　後

農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額及び山林納税猶予税額の調整計算書

第8の4表（修正申告用）（平成24年4月分以降用）

被相続人	
相続人（農業相続人 経営承継人 林業経営相続人）	

この計算書は、相続税の修正申告において、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例、同法第70条の7の2第1項若しくは同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例又は同法第70条の6の4第1項に規定する山林についての納税猶予の特例のうち2以上の特例を適用する場合に農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整の計算のために使用します。

1　調整前猶予税額等の明細

この欄は、農業相続人、経営承継人又は林業経営相続人のうち2以上に該当する人が、農地等納税猶税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額についてその明細を記入します。

（注）　経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、この計算書（第8の4表(修正申告用)）において「経営承継人」と表記しています。

区分	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
①　調整前農地等猶予税額（その人の修正申告書第3表・第8表2の「2」の⑦欄の金額）	円 00	円 00	円 00
②　調整前株式等猶予税額（その人の修正申告書第8の2表の「2」の⑩欄の金額）	00	00	00
③　調整前山林猶予税額（その人の修正申告書第8の3表の「2」の⑧欄の金額）	00	00	00
④　調整前猶予税額（①＋②＋③）	00	00	00
⑤　猶予可能税額（その人の修正申告書第1表の㉑欄の金額）	00	00	00

（注）1　**④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合（「④＞⑤」の場合）**は、「2　各納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。
2　**④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合（「④≦⑤」の場合）**は、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①、②及び③欄の金額をその人の修正申告書第1表の「農地等納税猶予税額㉒」、「株式等納税猶予税額㉓」又は「山林納税猶予税額㉔」欄にそれぞれ転記します。

2　各納税猶予税額の調整

この欄は、上記1の④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合（「④＞⑤」の場合）に使用します。
なお、上記1の④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合（「④≦⑤」の場合）は記入を要しません（上記1の(注)2参照）。

区分	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
⑥　調整後の農地等納税猶予税額（⑤×①/④）**（100円未満切捨て）**	円 00	円 00	円 00
⑦　調整後の株式等納税猶予税額（⑤×②/④）**（100円未満切捨て）**	00	00	00
⑧　調整後の山林納税猶予税額（⑤×③/④）**（100円未満切捨て）**	00	00	00

（注）　⑥、⑦及び⑧欄の金額をその人の修正申告書第1表の「農地等納税猶予税額㉒」、「株式等納税猶予税額㉓」又は「山林納税猶予税額㉔」欄にそれぞれ転記します。

修正第8の4表(平24.4)　　（資4－24－6－A4統一）

改　正　前

農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整計算書

第8の3表（修正申告用）（平成21年4月分以降用）

被相続人	
農業相続人	

この計算書は、相続税の修正申告において、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例と同法第70条の7の2第1項又は同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例を同時に適用する農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）が、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整の計算のために使用します。

1　調整前猶予税額等の明細

区分	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
①　この計算書の農業相続人の調整前農地等猶予税額（その人の修正申告書第3表・第8表2の「2」の⑦欄の金額）	円 00	円 00	円 00
②　この計算書の農業相続人の調整前株式等猶予税額（その人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の修正申告書第8の2表の「2」の⑩欄の金額）	00	00	00
③　調整前猶予税額（①＋②）	00	00	00
④　この計算書の農業相続人の猶予可能税額（その人の修正申告書第1表の㉑欄の金額）			

（注）1　**③欄の金額が④欄の金額を超える場合（「③＞④」の場合）**は、「2　農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。
2　**③欄の金額が④欄の金額以下の場合（「③≦④」の場合）**は、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①及び②欄の金額を修正申告書第1表の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額㉒」及び「株式等納税猶予税額㉓」欄にそれぞれ転記します。

2　農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整

この欄は、上記1の**③欄の金額が④欄の金額を超える場合（「③＞④」の場合）**に使用します。
なお、上記1の③欄の金額が④欄の金額以下の場合（「③≦④」の場合）は記入を要しません（上記1の（注2）参照）。

区分	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
⑤　調整後の農地等納税猶予税額（④×①/③）**（100円未満切捨て）**	円 00	円 00	円 00
⑥　調整後の株式等納税猶予税額（④－⑤）**（100円未満切捨て）**	00	00	00

（注）　⑤及び⑥欄の金額を修正申告書第1表の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額㉒」及び「株式等納税猶予税額㉓」欄にそれぞれ転記します。

修正第8の3表（平22.4）　　（資4－24－6－A4統一）

改　正　後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細

被相続人	

1　小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の番号	所在地番	①取得者の持分に応ずる面積	②取得者の持分に応ずる宅地等の価額	③特例の適用を受ける取得者の氏名	④①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積	⑤課税価格の計算に当たって減額される金額	⑥宅地等について課税価格に算入する価額（②－⑤）
			㎡	円		㎡	円	円

（注）1　「⑤　課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、下記3によります。
2　⑥欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

2　限度面積要件の判定

上記「1　小規模宅地等の明細」の「④　①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔下記3の⑬、⑭の面積の合計〕」、「〔下記3の⑮の面積の合計〕」、「〔下記3の⑮の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

〔下記3の⑬、⑭の面積の合計〕 ㎡ ＋ 〔下記3の⑮の面積の合計〕 ㎡ × 5/3 ＋ 〔下記3の⑮の面積の合計〕 ㎡ × 2 ＝ 〔合　計〕 ㎡ ≦400㎡

3　「⑤　課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

上記「1　小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等（上記2の限度面積要件を満たすものに限ります。）についての「⑤　課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

（上記「1　小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。）

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑦特例の適用を受ける取得者の氏名	⑧その宅地等における相続開始の直前の事業	⑨小規模宅地等の面積	⑩小規模宅地等の価額 〔②×⑨/①〕	⑪割合	⑫小規模宅地等について減額される金額（⑩×⑪）
被相続人等の事業用宅地等	⑬　特定事業用宅地等				㎡	円	80/100	円
	⑭　特定同族会社事業用宅地等							
	⑮　貸付事業用宅地等						50/100	
被相続人等の居住用宅地等	⑯　特定居住用宅地等						80/100	

（注）1　⑨欄には、それぞれの宅地等の番号に応ずる上記「1　小規模宅地等の明細」の「④　①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。
2　⑧欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。

修正第11・11の2表の付表2の1・2の2（平24.4）　　（資4－24－7－A4統一）

第11・11の2表の付表2の1・2の2（修正申告用）（平成22年4月分以降用）

改　正　前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細

被相続人	

1　小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の番号	所在地番	①取得者の持分に応ずる面積	②取得者の持分に応ずる価額	③特例の適用を受ける取得者の氏名	④①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積	⑤課税価格の計算に当たって減額される金額	⑥宅地等について課税価格に算入する価額（②－⑤）
			㎡	円		㎡	円	円

（注）1　「⑤　課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、下記3によります。
2　⑥欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

2　限度面積要件の判定

上記「1　小規模宅地等の明細」の「④　①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔下記3の⑬、⑭の面積の合計〕」、「〔下記3の⑮の面積の合計〕」、「〔下記3の⑮の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

〔下記3の⑬、⑭の面積の合計〕 ㎡ ＋ 〔下記3の⑮の面積の合計〕 ㎡ × 5/3 ＋ 〔下記3の⑮の面積の合計〕 ㎡ × 2 ＝ 〔合　計〕 ㎡ ≦400㎡

3　「⑤　課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

上記「1　小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等（上記2の限度面積要件を満たすものに限ります。）についての「⑤　課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

（上記「1　小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。）

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑦特例の適用を受ける取得者の氏名	⑧その宅地等における相続開始の直前の事業	⑨小規模宅地等の面積	⑩小規模宅地等の価額 〔②×⑨/①〕	⑪割合	⑫小規模宅地等について減額される金額（⑩×⑪）
被相続人等の事業用宅地等	⑬　特定事業用宅地等				㎡	円	80/100	円
	⑭　特定同族会社事業用宅地等							
	⑮　貸付事業用宅地等						50/100	
被相続人等の居住用宅地等	⑯　特定居住用宅地等						80/100	

（注）1　⑨欄には、それぞれの宅地等の番号に応ずる上記「1　小規模宅地等の明細」の「④　①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。
2　⑧欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。

修正第11・11の2表の付表2の1・2の2（平22.4）　　（資4－24－7－A4統一）

第11・11の2表の付表2の1・2の2（修正申告用）（平成22年4月分以降用）